

【一般】

■ 主な収入の一覧表（一般分） ■

科目	この科目に分類される具体例
販売金額	本年中の売上（収入）金額
家事消費金額	商品などを家事のために消費したり、贈与した場合の通常の販売金額
その他の収入	空箱の売却代金やリベートなどの収入を記入します。 なお、消費税の課税事業者が、消費税等の経理処理を税込経理方式によっている場合に消費税等の還付税額があるときは、その還付税額（還付税額を本年分の未収入金に計上したときは、その未収入金に計上した金額）を含めて、この欄に記入します。

■ 主な必要経費の一覧表（一般分） ■

科目	この科目に分類される具体例	留意事項
給料賃金	給料・賃金，退職金，食事などの現物給与	本人や家族に対して支払われたものは必要経費にならない。
減価償却費	店舗・機械・自動車・備品などの償却費	<ul style="list-style-type: none"> 取得価格が10万円以上のもの（消費税を含む）が対象となる。 建物の住宅部分，自動車の家事消費使用分等については，使用割合等により按分計算し必要経費から減算する。
貸倒金	売掛金，貸付金などの貸倒による損失	債務者について破産の申立てがあった場合等については，債権償却特別勘定を設定することが認められる。
地代家賃	店舗・工場・倉庫などの敷地，建物の賃借料	土地の賃借に当たって支出する権利金は，借地権の取得価格とする。
利子割引料	借入金の利子，受取手形の割引料	<ul style="list-style-type: none"> 借入金の元本部分の返済は必要経費にならない。 事業用に使用しなかった借入金についての利子は必要経費にならない。
租税公課	① 事業税・消費税・固定資産税・自動車税・不動産取得税・登録免許税・印紙税などの税金 ② 商工会議所・商工会・協同組合・同業者組合・商店会などの会費，組合費，賦課金など	<ul style="list-style-type: none"> 所得税，住民税，国税の延滞金，加算税，地方税の延滞金，罰金，科料，過料は必要経費にならない。 居住用部分の固定資産税は必要経費にならない。
荷造運賃	販売商品の包装材料費，荷造のための賃金，運賃	
水道光熱費	水道料・電気料，ガス代，灯油代など	家事消費相当部分は必要経費にならない。
旅費交通費	電車・バス等の運賃，タクシー代，宿泊代など	
通信費	電話料・切手代・電報料	家事消費相当部分は必要経費にならない。
広告宣伝費	① 新聞・雑誌・ラジオ・テレビなどでの広告費用，チラシ・折込広告の費用 ② 広告用の名入りマッチ，カレンダー，タオルなどの費用 ③ ショーウィンドウに陳列，装飾するための費用	
接待交際費	① 取引先などを接待するためのお茶代，菓子代など ② 取引先などを旅行・観劇などに招待する費用 ③ 取引先などに対する中元・歳暮の費用	親類・知人に対するものや近所付き合いのための慶弔費，飲食費等は必要経費にならない。

損害保険料	火災保険料，自動車の損害保険料	生命保険料，交通傷害保険料，損害保険料のうち積立部分は必要経費にならない。
修繕費	店舗，自動車，機械，器具，備品の修理代	一つの修理・改良等の費用が10万円以上の場合，減価償却することができる。
消耗品費	① 帳簿，文房具，用紙，包装紙などの消耗品の購入費 ② 使用可能期間が1年未満または単価が10万円未満の什器備品	
福利厚生費	① 従業員の慰安などのために事業主が支出した費用 ② 事業主が負担すべき健康保険，厚生年金，雇用保険の保険料や掛金	
雑費	経営上の費用で他の経費項目に当てはまらない経費	